

## 資料 2

「安全保障議と学術に関する委員会」審議報告に関する第三部における検討

日時：2016年10月7日午前（総会時の第三部部会にて）

場所：日本学術会議所

### 意見内容

- ・デュアルユース線引きはできない。大学だけ線引きするのはどうか。民間も含む必要がある。
- ・学術をどのような範囲で規定するか。防衛力をどこまで認めるのか。銃保持 v s 銃規制など相対的である。
- ・民間技術の軍事技術への展開の審査期間の実現可能性についての意見がほしい
- ・中国では地形図持ち出し禁止である。線引き機関は非現実的である。軍事を常に念頭において研究しないとまらない状況は問題である。日本では今までは考えずにできたが、考えざるを得なくなると非生産的な研究となる。
- ・基礎科学と軍事用の線引きは難しい状況であるがそういうことを議論しても仕方ない。基礎研究をやっている人を守るのが学術会議の役割で方針の堅持が重要である。
- ・安全保障委員会では、防衛省からのファンディング、外国人の研究者の扱いなど事例を調べながら議論する予定である。
- ・企業にいたときの経験であるが、企業での防衛研究は内容やタイトルも企業内においても非公開として、報告書を作成していた。ヒューマンインタフェースの学会では軍の PTSD 関連の発表もあり驚くが、大学などと同様の研究であり、軍事と分離するのは難しい。
- ・軍事研究やらないと宣言してもやる人はやる。北朝鮮の研究者も防衛技術を研究しているつもりであろう。科学者としての矜持と節操が大事である。議論の仕方を気を付けないとならない。
- ・衝撃吸収材は車から戦車などに使われようとしており、そこには、軍事と民事のボーダーラインはない。民生から軍事に行くときは歯止めはない。特許の許諾をするかいかとは分けて議論すべきである。
- ・歯止めがないということを理解して学術会議では議論すべきである。外国研究者云々は波及効果の一端であるので、本質を議論すべきである。